

平成16年 No.30

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則

法人化に伴う形式的な改正のため，事務協議会には諮らず決裁により制定する。

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成16年11月10日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成16年規則第50号

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則

東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 （保安業務組織） 第3条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行するための組織構成は，次の各号に定めるところによる。 (1) 保安業務の運営を総括管理するため，保安業務管理者（以下「管理者」という。）を置き，学長を<u>もって</u>充てる。 (2) 法及びこの規則に基づく保安監督の職務を適格に遂行するため，電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置き，有資格者のうち管理者が指定する者を<u>もって</u>充てる。 (3) 主任技術者が病気その他やむを得ない事由により職務の遂行ができないときは，あらかじめ管理者が指定した代務者がその職務を代行する。 (4) 主任技術者を補佐し，保安業務を処理するため主任技術者の補助者を置き，<u>国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）第12条第1項に定める資産監守補助者をもって</u>充てる。 〔省略〕 （工事の計画及び実施） 第8条 〔省略〕 2 工事の実施に<u>当たっては</u>，当該工事の内容に応じ，作業責任者を選任し，主任技術者の監督のもとに，これを施工するものとする。 3 〔省略〕 （巡視，点検及び測定） 第9条 〔省略〕 2 主任技術者は，巡視，点検及び測定を行うに<u>当たっては</u>，あらかじめ実施計画書を作成し，管理者の承認を得てこれを実施するものとする。 〔省略〕 （電気工作物の運転等） 第11条 〔省略〕 2 電気工作物の運転又は操作に<u>当たっては</u>，機器の性能及び取扱い方法を熟知	〔省略〕 （保安業務組織） 第3条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行するための組織構成は，次の各号に定めるところによる。 (1) 保安業務の運営を総括管理するため，保安業務管理者（以下「管理者」という。）を置き，学長を<u>もつて</u>充てる。 (2) 法及びこの規則に基づく保安監督の職務を適格に遂行するため，電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置き，有資格者のうち管理者が指定する者を<u>もつて</u>充てる。 (3) 主任技術者が病気その他やむを得ない事由により職務の遂行ができないときは，あらかじめ管理者が指定した代務者がその職務を代行する。 (4) 主任技術者を補佐し，保安業務を処理するため主任技術者の補助者を置き，<u>東京学芸大学国有財産取扱規則第8条第3項に定める補助監守者をもつて</u>充てる。 〔省略〕 （工事の計画及び実施） 第8条 〔省略〕 2 工事の実施に<u>当たつては</u>，当該工事の内容に応じ，作業責任者を選任し，主任技術者の監督のもとに，これを施工するものとする。 3 〔省略〕 （巡視，点検及び測定） 第9条 〔省略〕 2 主任技術者は，巡視，点検及び測定を行うに<u>当たつては</u>，あらかじめ実施計画書を作成し，管理者の承認を得てこれを実施するものとする。 〔省略〕 （電気工作物の運転等） 第11条 〔省略〕 2 電気工作物の運転又は操作に<u>当たつては</u>，機器の性能及び取扱い方法を熟知

し、常に安全確実に行わなければならない。

3 系統連系に係る電気工作物の運転、保守及び運用に当たっては、本学と電力需給契約を締結している電気事業者（以下「電気事業者」という。）と協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

4 〔省略〕

（防災体制）

第12条 1及び2 〔省略〕

3 災害時の系統連系は、電気事業者と十分連絡を取り、保安が確認された場合を除いては、行わないものとする。

（記録等の保存）

第13条 1 〔省略〕

2 主要電気機器の補修記録は、必要な期間保存するものとする。

3 〔省略〕

（責任の分界点）

第14条 本学と電気事業者間における保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく電気事業者の架空引込線との接続点とする。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成16年11月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

し、常に安全確実に行わなければならない。

3 系統連系に係る電気工作物の運転、保守及び運用に当たっては、本学と電力需給契約を締結している電気事業者（以下「電気事業者」という。）と協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

4 〔省略〕

（防災体制）

第12条 1及び2 〔省略〕

3 災害時の系統連系は、電気事業者と十分連絡をとり、保安が確認された場合を除いては、行わないものとする。

（記録等の保存）

第13条 1 〔省略〕

2 主要電気機器の補修記録は、別表第3、第4及び第5に定める設備台帳により記録し、これを必要な期間保存するものとする。

3 〔省略〕

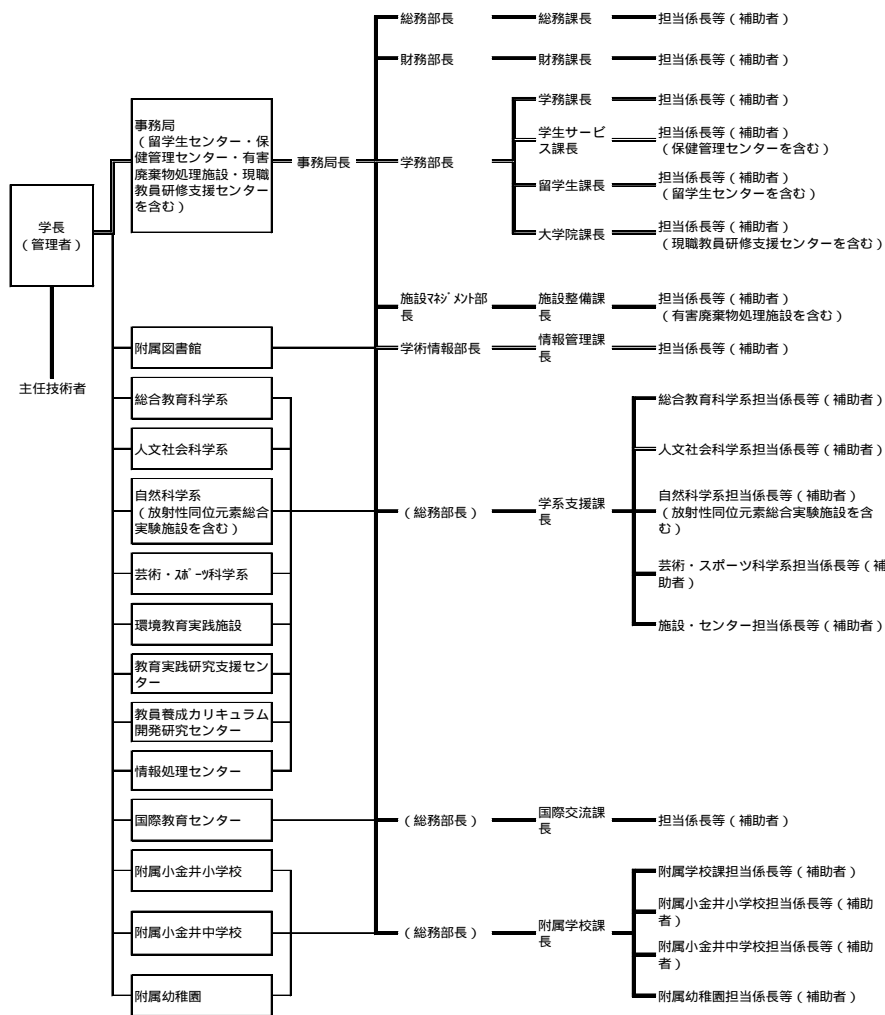
（責任の分界点）

第14条 本学と電気事業者間における保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく電気事業者の架空引き込み線との接続点とする。

〔省略〕

別表第1

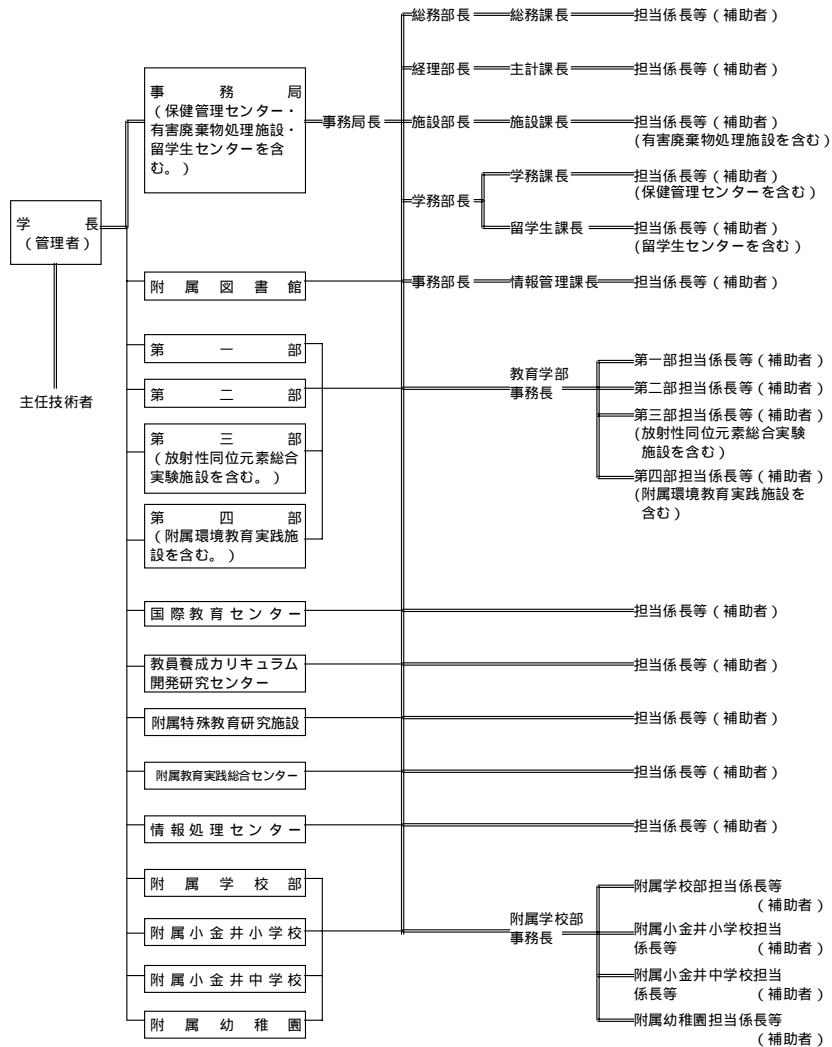
組 織 構 成



注（1） 指揮命令・連絡系統を示す。
（2） 組織系統を示す。
（3） 担当係長等は、資産監守補助者。

別表第1

組 織 構 成



注（1） 指揮命令・連絡系統を示す。
（2） 組織系統を示す。
（3） 担当係長等は、国有財産補助監守者の指定を受けた者

別表第2
巡視，点検測定及び手入れ基準

項目 対 象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定			
	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目	
受電設備	断路器	1	1 月	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1 年	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ、荒れ具合				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 月	汚損、異物付着	2	1 年	フレ止め装置の機能						
	しゃ断器	1	1 月	外観点検、汚損、油漏れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1 年	各部の損傷、腐蝕、過熱、油発錆、変形、ゆるみ	1	3 年	しゃ断速度測定 開極投入時間 最小動作電圧 及び電流	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 月	指示、点灯	2	1 年	操作具合、機構点検				2	1 年	接地抵抗測定
		3	1 月	その他必要事項	3	1 年	付属装置の状態				3	3 年	絶縁油耐圧試験
					4	1 年	油の汚れ、必要によりその特状調査				4	不定期	必要により動作特性
					5	1 年	接地線接続部点検						
	母 線				1	1 年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐蝕				1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1 年	接続部分、クランプ類の腐蝕、損傷、過熱						
					3	1 年	損傷、過熱、ゆるみがいし類、支持物の腐蝕、損傷変形、ゆるみ						
受電用変圧器	1	1 月	本体の外部点検 漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1 年	各部の損傷、腐蝕、発錆、ゆるみ、汚損、油量	1	5年 - 10年	内部について 点検（コイル、接部リード線、鉄心その他各部）	1	1 年	絶縁抵抗測定	
				2	1 年	接地線接続部分点検				2	1 年	接地抵抗測定	
備 用 設備	計器用変成器	1	1 月	外部の損傷、腐蝕、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常 その他必要事項	1	1 年	外部の損傷、腐蝕、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異常				1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1 年	接地線接続部点検				2	1 年	接地抵抗測定
	避雷器	1	1 月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1 年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1 年	接地線接続部点検				2	1 年	接地抵抗測定
	配電盤	1	1 月	計器の異常、表示灯の異常	1	1 年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線	1	2 年	外部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 月	操作、切換開閉器などの異常 その他必要事項				2	2 年	断線、接触脱落 端子配線符号	2	1 年	接地抵抗測定
											3	1 年	保護継電器の動作特性
											4	3 年	計器校正、シーケンス試験
	電力用コンデンサ	1	1 月	本体外部点検、油漏、汚損、音響、振動	1	1 年	各部の損傷、腐蝕				1	1 年	絶縁抵抗測定

別表第2
巡視，点検測定及び手入れ基準

項目 対 象		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目
受電設備	断路器	1	1ヵ月	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1 年	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ、荒れ具合				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1ヵ月	汚損、異物付着	2	1 年	フレ止め装置の機能						
	しゃ断器	1	1ヵ月	外観点検、汚損、油漏れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1 年	各部の損傷、腐蝕、過熱、油発錆、変形、ゆるみ	1	3 年	しゃ断速度測定 開極投入時間 最小動作電圧 及び電流	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1ヵ月	指示、点灯	2	1 年	操作具合、機構点検				2	1 年	接地抵抗測定
		3	1ヵ月	その他必要事項	3	1 年	付属装置の状態				3	3 年	絶縁油耐圧試験
					4	1 年	油の汚れ、必要によりその特状調査				4	不定期	必要により動作特性
	母 線				1	1 年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐蝕				1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1 年	接続部分、クランプ類の腐蝕、損傷、過熱、ゆるみ						
					3	1 年	がいし類、支持物の腐蝕、損傷変形、ゆるみ						
	受電用変圧器	1	1ヵ月	本体の外部点検 漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1 年	各部の損傷、腐蝕、発錆、ゆるみ、汚損、油量	1	5年～10年	内部について 点検（コイル、接部リード線、鉄心その他各部）	1	1 年	絶縁抵抗測定
				2	1 年	接地線接続部分点検				2	1 年	接地抵抗測定	
設置設備	計器用変成器	1	1ヵ月	外部の損傷、腐蝕、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常 その他必要事項	1	1 年	外部の損傷、腐蝕、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異常 接地線接続部点検				1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1 年				2	1 年	接地抵抗測定	
	避雷器	1	1ヵ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1 年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常 接地線接続部点検				1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1 年				2	1 年	接地抵抗測定	
	配電盤	1	1ヵ月	計器の異常、表示灯の異常	1	1 年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線	1	2 年	外部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1ヵ月	操作、切換開閉器などの異常 その他必要事項				2	2 年	断線、接触脱落 端子配線符号	2	1 年	接地抵抗測定
電力用コンデンサ		1ヵ月	本体外部点検、油漏、汚損、音響、振動		1 年	各部の損傷、腐蝕				4	2 年	計器校正、シーケンス試験	
										1	1 年	絶縁抵抗測定	

項 目 対 象		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目
受電設備	蓄電池	1	1 月	液面、沈殿物、色相、極板湾曲、隔離板、端子、ゆるみ、損傷	1	1 年	木台、がいしの腐蝕、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3 年	充電装置の内部点検	1	1 月	比重測定
		2	1 月	表示電池の電圧比重、温度測定	2	1 年	床面の腐蝕損傷	2	3 年	必要により対象を定めて行う	2	1 月	液温測定
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 しゃ断器 開閉器類	1	1 月	受電設備用と同じ	1	6 月	停止しないで損傷 変形、腐蝕、油量、発錆、ゆるみ、過熱 その他必要事項 受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
					2	6 月							
	配電用 変圧器								受電設備用と同じ			受電設備用と同じ	
	電線及び 支持物	1	1 月	電線の高さ及び他の工作物 樹木との距離 標識、保護さく の状況	1	1 年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷、腐蝕 電線取付状態等				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 月		2	1 年							
ケーブル	1	1 月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の過熱、損傷 腐蝕及びコンパウンド油漏れ 布設部の無断断さく 標識他物との離隔 距離	1	1 年	ケーブル、腐蝕、きれつ損傷				1	1 年	絶縁抵抗測定	
	2 3												
負荷設備	電動機その他回転機	1	1 日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、吸油状況などについて注意する	1	3 月	音響、振動、温度、各部の汚損 ゆるみ、損傷、伝達装置の異常 など外部点検を行う	1	3 年	温度上昇等により内部分解、点検、コイル、軸受、通風 付属装置などの手入れ	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 日	整流子、刷子、集電環点検	2	1 年	制御装置点検	2	3 年	温度上昇その他事項を考慮し回転子引出掃除	2	1 年	接地抵抗測定
					3 4	1 年	接地線接続部点検						
	電熱乾燥装置	1	1 日	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する	1	1 年	各部の変形、損傷、ゆるみ、可燃物との離隔状況				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 月	接続部変色、過熱、熱線の腐蝕、取付点検									
	照明設備	1	1 日	日常使用者が温度、異音等に注意する	1	2 年	汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド漏れ				1	1 年	絶縁抵抗測定
配 線	1	2週間	開閉器の点検、湿気、じんあい等に注意	1	2 年	開閉器、器具等の接続				1	2 年	絶縁抵抗測定	
	実験装置	1	1 日	研究実験者が異音、異臭、過熱 損傷など注意			研究実験の責任者が自主的に下記事項を点検する				必要に応じて	必要測定事項	
				1	1 年	音響、振動、温度							
				2	1 年	各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常							
				3	1 年	制御装置							
				4	1 年	接地線接続部							
			5	1 年	可燃物と接続部の離隔の状況								

項 目 対 象		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目
受電設備	蓄電池	1	1ヵ月	液面、沈殿物、色相、極板湾曲、隔離板、端子、ゆるみ、損傷	1	1 年	木台、がいしの腐蝕、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3 年	充電装置の内部点検	1	1ヵ月	比重測定
		2	1ヵ月	表示電池の電圧比重、温度測定	2	1 年	床面の腐蝕損傷	2	3 年	必要により対象を定めて行う	2	1ヵ月	液温測定
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 しゃ断器 開閉器類	1	1ヵ月	受電設備用と同じ	1	6ヵ月	停止しないで損傷 変形、腐蝕、油量、発錆、ゆるみ、過熱 その他必要事項			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
					2	6ヵ月	受電設備用と同じ						
	配電用 変圧器									受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	電線及び 支持物	1	1ヵ月	電線の高さ及び他の工作物 樹木との距離	1	1 年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、 保護網などの損傷、腐蝕				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1ヵ月	標識、保護さく の状況	2	1 年	電線取付状態等						
	ケーブル	1	1ヵ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱、など接続部の過熱、損傷 腐蝕及びコンパウンド油漏れ 布設部の無断掘さく 標識他物との離隔距離	1	1 年	ケーブル、腐蝕、 きれつ損傷				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2 3											
負荷設備	電動機その他回転機	1	1 日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、 吸油状況などについて注意する	1	3ヵ月	音響、振動、温度、各部の汚損	1	3 年	温度上昇等により内部分解、点検、 コイル、軸受、通風 付属装置などの手入れ	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 日	整流子、刷子、集電環点検	2	1 年	ゆるみ、損傷、伝達装置の異常 など外部点検を行う	2	3 年	温度上昇その他事項を考慮し回転 子引出掃除	2	1 年	接地抵抗測定
					3	1 年	制御装置点検						
					4	1 年	接地線接続部点検						
	電熱乾燥装置	1	1 日	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する	1	1 年	各部の変形、損傷、ゆるみ、可燃物との 離隔状況				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1ヵ月	接続部変色、過熱、熱線の腐蝕、 取付点検									
	照明設備	1	1 日	日常使用者が温度、異音等に 注意する	1	2 年	汚損、損傷、音響、温度、 コンパウンド漏れ				1	1 年	絶縁抵抗測定
	配 線	1	2週間	開閉器の点検、湿気、じんあい等 に注意	1	2 年	開閉器、器具等の 接続				1	2 年	絶縁抵抗測定
備	実験装置	1	1 日	研究実験者が異音、異臭、過熱 損傷など注意			研究実験の責任者が自主的に下記事項を点検する				必要に応じて		必要測定事項
					1	1 年	音響、振動、温度						
					2	1 年	各部の汚損、ゆるみ、損傷、 伝達装置の異常						
					3	1 年	制御装置						
					4	1 年	接地線接続部						
					5	1 年	可燃物と接続部の 離隔の状況						

項 目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
対 象		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目
小出力発電所（太陽光発電所）	太陽電池アレイ	1	6 月	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等	1	1 年	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等	1	1 年	機器の調整 （必要に応じ）	1	1 年	絶縁抵抗測定 （必要に応じ） 接地抵抗測定 （架台等） （必要に応じ）
	接続箱	1	6 月	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ	1	1 年	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ				1	1 年	絶縁抵抗測定 放射温度計による 温度測定 （必要に応じ）
	パワーコンディショナ（インバータ）（系統連系保護装置等）	1	6 月	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ	1	1 年	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ				1	1 年	絶縁抵抗測定 保護継電器等の 動作試験
		2	6 月	その他 設置場所の環境 表示部の動作確認	2	1 年	その他 設置場所の環境 表示部の動作確認				2	1 年	
	電 路										1	1 年	絶縁抵抗測定
非常用予備発電装置	原動機関係	1	1 月	本体損傷、変形、 汚損、腐蝕、固定	1	1 年	潤滑油装置の油量、 損傷、腐蝕、漏油				1	1 年	保護継電器の動作 試験
		2	1 月	燃料の量、油切れ	2	1 年	蓄電池の電圧、液量						
		3	1 月	機関の始動、停止 の確認	3	1 年	排気管の損傷、腐蝕						
	発電機関係	1	1 月	本体損傷、変形、 汚損、腐蝕、 運転状況、 電圧発生状況							1	1 年	絶縁抵抗測定

別表第 3 から別表第 5
〔削除〕

項 目		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定		
対 象		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目
小出力発電所（太陽光発電所）	太陽電池アレイ	1	6ヶ月	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等	1	1 年	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等	1	1 年	機器の調整 （必要に応じ）	1	1 年	絶縁抵抗測定 （必要に応じ） 接地抵抗測定 （架台等） （必要に応じ）
	接続箱	1	6ヶ月	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ	1	1 年	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ				1	1 年	絶縁抵抗測定 放射温度計による 温度測定 （必要に応じ）
	パワーコンディショナ（インバータ）（系統連系保護装置等）	1	6ヶ月	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ	1	1 年	外観点検 本体損傷、汚損、 発錆等 接続部のゆるみ				1	1 年	絶縁抵抗測定 保護継電器等の 動作試験
		2	6ヶ月	その他 設置場所の環境 表示部の動作確認	2	1 年	その他 設置場所の環境 表示部の動作確認				2	1 年	
	電 路										1	1 年	絶縁抵抗測定

別表第 3

電 気 事 故 報 告 書 詳 報

年 月 日 事業者名

件 名			
事故発生の日時		天 候	
事故発生の場所			
事故発生の電気工		使用電圧	
事故の状況			
事故の原因			
保護装置の種類			
被害電気工作物の			

概要						
他に及ぼした障害						
復旧の日時			復旧に要する費用			
事故再発の防止対策						
被 害 者	所 属	氏 名		性別	年齢	作業経験年数
	〔被害の内容〕					
自家用電気工作物の概要	業 種		受電電力		受電電圧	

別表第 4

補 修 工 事 報 告 書

年 月 日 天候 温度

工 事 件 名						
停 止 時 間	月 日 時 分から		月 日 時 分まで			
機 械 名 及 び 規 格 等	機械名		屋内外			
	容量	型式	定格電圧		定格電流	
	相数		製造年月			
	製造番号		製造者名			

	状況結果 改善意見 説明図等			
	絶縁抵抗その他の			
記録測定器名				
作業者名		使用資材		
		品名数量		
備考 1 絶縁抵抗測定の場合は、メガーのV並びに前回測定の方と比較記入すること。 2 1件名1葉とし、記事は簡単明瞭とすること。				
別表第5				
主要電気機器の補修記録				

別図 〔省略〕

機 械 名	製 造 者	型 式	製造年月	定 格 容 量	補 修 記 録		

別図 〔省略〕